

**2 0 2 7 年国際園芸博覧会屋内出展詳細設計等業務に関する
参加表明及び企画提案を求める公告**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業務名
2 0 2 7 年国際園芸博覧会屋内出展詳細設計等業務
- (2) 業務内容
2 0 2 7 年国際園芸博覧会屋内出展詳細設計等業務 仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日
- (4) 委託金額
金 2 , 8 5 6 , 7 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿において、「大分類 5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）、小分類 6 イベント企画・運営」の業務種目で掲載されており、格付区分が「A」であること。
- (3) 岡山県内に事務所又は事業所を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 1 9 年岡山県告示第 3 3 2 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班

住 所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電 話 086-226-7491

FAX 086-226-0273

E-mail tosiikei@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 企画提案参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

本告示の日から令和8年10月14日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県土木部都市局都市計画課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>

からダウンロードすることができる。

(2) 参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出書類

参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 提出期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに

限ることとし、上記イの提出期限までに必着とすること。)

(3) 企画提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出した者について、上記 2 の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、「参加資格不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

イ 参加資格不適合の理由の説明

参加資格不適合通知書を受け取った者は、令和 8 年 10 月 20 日（火）までに、上記 3 の宛先に F A X 又は E-mail により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 企画提案についての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和 8 年 10 月 14 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付方法

「仕様等に対する質問・回答書」（様式第 2 号）を F A X 又は E-mail で上記 3 に送信すること。

送信後は、必ず質問書を送付した旨を電話で連絡すること。電話又は口頭による質疑には、応じない。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、F A X 又は E-mail にて行う。また、必要に応じて県ホームページに掲載することがある。

エ その他

企画提案内容等に関する質問については、回答しない場合がある。

選考に関し、業務委託仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 企画提案事項

ア 業務に当たっての基本的な考え方（コンセプト）及びその実現方法（総論）

イ 各業務の展開方策、具体的計画に対する考え方

ウ 業務の遂行に必要な体制

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

① 提案書（様式第 3 号）

② 提案説明書

企画提案内容を説明するために必要な書類

(様式は任意とし、A4版片面使用とする。縦横自由。枚数制限なし。)

- ③ 過去3年以内の類似・関連事業における実績説明書(様式第4号)
- ④ 見積書(会社名及び役職・代表者名を明記の上、代表者印を押印すること)
なお、次の(1)及び(2)の記載があるものは、代表者印を省略できる。
 - (1) 発行責任者の氏名及び連絡先
 - (2) 担当者の氏名及び連絡先
- ⑤ 積算内訳書(様式第5号)
内訳書は、項目ごとに、できる限り詳細に記載すること。
- ⑥ 提出者の直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計画書又はこれらに類する書類
- ⑦ 会社案内等、応募者の概要がわかるもの

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出期限

令和8年10月21日(水)午後5時(必着)

エ 提出場所

上記3の場所に同じ

オ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるもの)に限ることとし、上記ウの提出期限までに必着とすること。)

(3) 企画提案書の説明

ア 説明日程

令和8年10月30日(金) (予定)

イ 説明会場

企画提案参加者に別途連絡する。

ウ 説明時間

20分以内(時間の超過は認めない。)。このほか、質疑応答の時間を設ける。

エ 説明者

2名以内とする。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記6による書類等の内容により審査し、契約の相手方を選定する。

(2) 審査結果

審査結果については、書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された企画案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(4) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(5) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)のイの期間までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 提案書が、上記6の(2)のウの提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 積算内訳書が、仕様書の条件を満たさないとき
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める企画提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) この契約の契約金額に係る消費税の額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

(11) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。

◎評価基準

(100点満点)

区分	評価項目	配点
企画書	1　＜企画提案全体について＞ 趣旨や業務内容等について十分理解しているか。	15
	2　＜提案の妥当性について＞ 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	55
	3　＜実施体制について＞ 委託事業実施体制、手順、人員配置計画等の体制が十分かつ信頼性が高く、安定した実施運営が期待できるものとなっているか。	20
見積書	4　＜見積額について＞ 経費見積書の内容は妥当であるか。	10
合　計		100